

令和4年度償却資産（固定資産税）の申告をお願いします

償却資産とは、農業・漁業などの自営業者、工場や商店、アパート経営などの事業主が、その事業のために所有している構築物、機械、器具、備品（土地・家屋を除く）などです。償却資産を所有している人は、償却資産の増減に関わらず、毎年1月1日現在の所有状況をその年の1月31日までに、償却資産が所在する市町村に申告する義務がありますので、必ず申告をしてください。

申告方法

- ・以前から申告している人は、12月下旬に送付する申告書に記入して提出ください
- ・新規に事業を始めた人や申告書が届かない人は、資産税課に問い合わせください
- ・前年に廃業した人、事業を行っていても償却資産を所有しない人は、その旨を申告書の備考欄に記入して提出ください

※新型コロナウイルス感染症予防のため、できるだけインターネットによる電子申告（地方税ポータルシステム「eL T A X」）を利用ください。申告の方法など詳しくはeL T A Xホームページを確認ください



実地調査

申告の状況によっては、実地調査（固定資産台帳と申告内容との照合調査など）を行うことがあります。調査の対象となった場合は協力ください。

業種別の主な償却資産（例）

業 種	主な償却資産
各業種 共通のもの	パソコン、エアコン、応接セット、テレビ、外構、駐車場設備、舗装路面、太陽光発電設備など
小売業	陳列棚、陳列ケース、冷凍・冷蔵ストッカー、冷凍庫、冷蔵庫、自動販売機など
飲食業	テーブル、イス、厨房設備、冷凍庫、冷蔵庫、製氷器、カラオケ機器、ネオンサインなど
理容・美容業	理容・美容器具、パーマ器、イス、消毒殺菌機、タオル蒸器、サインポールなど
医（歯）業	各種医療機器（手術機器、X線装置、歯科診療ユニットなど）、各種検査機器、ベッドなど
製造業	金属・木製品、食料品などの製造加工機械・設備、測定・検査器具、金型、プレス機など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車、コンクリートカッターなど
不動産貸付業	駐車場設備、舗装路面、門、塀、フェンス、緑化設備などの外構、屋外の給排水・ガス設備など
農 業	ビニールハウス、畦畔、暗渠工事、織機・選別機・糶摺機・乾燥機・動噴などの農業機械・器具など
漁 業	漁船、魚網、船外機、巻上機、いけす、のり乾燥機など

提出期限 令和4年1月31日(月)まで

提 出 先 資産税課、各支所地域振興課
(鏡支所は市民環境課)

問 合 せ 資産税課 ☎ 33-4108

エコエイトやつしろ 年末年始のごみの受け入れ

年末は大変混雑しますので、早い時期に利用をお願いします。また、可燃ごみ、資源の日の収集は、収集カレンダーを確認して、決められた時間までに、町内の決められた集積所に出してください。



▲持ち込む車の長蛇の列

問合せ エコエイトやつしろ ☎ 32-4675

と き	施設受入れ
19(日)	日曜特別開設（有料） 8：30～11：30 ※燃えるごみは対象外
28(火)	8：30～11：30 13：00～16：30
29(水)	
30(木)	
31(金)	
1/1(土・祝)	休 み
2(日)	
3(月)	
4(火)	8：30～11：30 13：00～16：30